

秋田市訓令第7号

府 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年11月20日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表の表第5号中「および国民健康保険関係認定証」を削り、同表第16号および第27号中「住民基本台帳カード、」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年12月2日から施行する。ただし、別表の表第16号および第27号の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。